

建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG (第3回)

日時：2023（令和5）年12月8日（金）

15:30～17:30

場所：WEB 会議形式

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 前回WGでの主な意見と対応方針（案）
 - (2) 建築物のバリアフリー基準の見直し（案）
 - (3) 意見交換
3. その他
4. 閉会

【配布資料】

- 資料1 建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG委員名簿
- 資料2 第2回WGでの主な意見と対応方針（案）一覧
- 資料3 建築物のバリアフリー基準の見直し（案）
- 参考資料1 建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG（第2回）議事録
- 参考資料2 サイトラインとC値について
- 参考資料3 第212回国会 参議院 国土交通委員会 令和5年11月9日 会議録抜粋

建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG
委員名簿

【学識経験者】

高橋 儀平	東洋大学	名誉教授【座長】
佐藤 克志	日本女子大学家政学部住居学科	教授
菅原 麻衣子	東洋大学 福祉社会デザイン学部 人間環境デザイン学科	教授
松田 雄二	東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻	准教授
布田 健	国立研究開発法人 建築研究所	研究専門役

【障害者・高齢者団体】 50 音順

浅香 博文	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	理事
岩崎 満男	一般社団法人 日本パラリンピアンズ協会	理事
大濱 眞	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会	代表理事
佐藤 聡	特定非営利活動法人 D P I 日本会議	事務局長

【事業者団体】 50 音順

中原 修	一般社団法人 日本ビルディング協会連合会	政策委員
森島 大登	一般社団法人 不動産協会	
村上 哲也	一般社団法人 日本ショッピングセンター協会	参与
田中 正巳	日本チェーンストア協会	常務理事
善本 信之	一般社団法人 全日本駐車協会	専務理事

【劇場等関係団体】 50 音順

野口 彰	全国興行生活衛生同業組合連合会	事務局長
間瀬 勝一	公益社団法人 全国公立文化施設協会	名誉アドバイザー

【建築関係団体】 50 音順

磯永 聖次	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	
海野 裕彦	一般社団法人 日本建設業連合会 建築本部 建築設計委員会 設計企画部会副部長 兼 建築本部 建築設計委員会 設計企画部会 制度・資格・教育専門部会 主査	
木野内 剛	公益社団法人 日本建築家協会	
本多 健	公益社団法人 日本建築士会連合会	

【地方公共団体】

江藤 元治	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課	課長代理
亀元 靖彦	大阪府都市整備部住宅建築局建築環境課 住環境推進グループ	課長補佐
中村 奈美	横浜市 建築局 建築企画課	担当係長
木原 佑希子	日本建築行政会議 (JCBA) 防災部会バリアフリー分科会主査 (神奈川県県土整備局)	

【事務局】

国交省住宅局参事官（建築企画担当）付
株式会社 市浦ハウジング&プランニング
一般財団法人 国土技術研究センター

■第2回WGでの主な意見と対応方針(案)一覧

No.	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
1	便所のある階の数が少なく1フロアの床面積が大きい建築物(ショッピングセンター等)を想定すると、便所の数と同数の車椅子使用者用便房を設置すべき。	車椅子使用者用便房	数	第2回検討WGでのご意見を踏まえ、本日(第3回検討WG)資料3において、修正した基準見直し案を示します。
2	わかりやすいよう、男女の便所の近くに車椅子使用者用便房を配置することが必要。	車椅子使用者用便房	数	
3	商業施設の事業者は、より快適に安心して「あそこの店へ行く」と使って頂ける施設を目指している。現在も1つあればよい(基準を満たせばよい)ということではなく、それを超えるように工夫を行っている。	車椅子使用者用便房	数	
4	1フロアの床面積が1,000㎡程度の建築物では、エレベーター台数が少ないこと(階間の移動に時間がかかること)が予想されるため、便所のある階の数により、義務基準を定めるべき。	車椅子使用者用便房	数	
5	便所のある階の数のみによる義務基準では、1フロアの床面積が小さい建築物の計画・設計が難しい。義務基準は最低限の基準とし、それ以上の設置は、付加価値として設計者から事業者へ提案すべき。	車椅子使用者用便房	数	
6	便所のある階の数のみによる基準では、1フロアの床面積が小さい建築物の計画・設計が難しくなる。各階設置を原則としつつ、例外措置を設けることも考えられる。	車椅子使用者用便房	数	

No.	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
7	車椅子使用者用便房にオストメイト対応設備や乳幼児用ベッドがついていて、利用者が重複するケース(車椅子使用者が使えないケース)があることも考慮して、義務基準の設置数を検討すべき。	車椅子使用者用便房	機能分散	便房の機能分散状況や利用状況は施設毎に異なり、これを考慮した義務基準を設けることは難しいことから、建築設計標準に「乳幼児用設備は、便所内に設けるか、若しくは乳幼児設備を有する便房内に設ける。」「施設用途等により、車椅子使用者が多数利用することが考えられる場合には、車椅子使用者用便房に加え、便所に1以上の車椅子使用者用簡易型便房」を設ける。」等と記述する方針とし、その周知に努めます。
8	延べ床面積をベースとした基準設定の考え方とするのは良いとの意見がある一方、不特定多数が利用する建築物と利用者が特定される建築物に分けて基準を検討すべきとの意見もあった。	車椅子使用者用便房	数用途	本日(第3回検討WG)資料3において、基準の見直し案をお示しします。 不特定多数かつ多数が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する特別特定建築物については義務基準への適合義務が課せられます。一方、それ以外の多数の者が利用する特定建築物については、適合は努力義務となっており、義務の内容が異なっております。
9	商業施設・ホテル・劇場・スタジアム等、用途に応じて、義務基準を検討すべき。	車椅子使用者用便房	用途	用途に応じて、きめ細かくバリアフリー基準を設定することも考えられますが、用途だけでなく地域ニーズにも応じて必要とする数が異なること、また、敷地条件によって設置可能な数が異なること、さらに設計や確認審査の効率性・実効性など総合的な観点を踏まえて、資料3にお示しする案としました。
10	例えば、ホテル内に車椅子使用者用便房がある場合、共用部の一般トイレには不要であることを示すなど、規模や用途に応じた設計例を、建築設計標準に示すべきではないか。	車椅子使用者用便房	用途	建築設計標準に規模や用途に応じた車椅子使用者用便房の設置イメージを掲載するなどの対応を検討します。

No.	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
11	義務基準の最低台数は2、一定規模を超えたら2%以上とすべき。	車椅子利用者用駐車施設	数	本日(第3回検討WG)資料3において、基準の見直し案を示します。
12	駐車台数に対する車椅子利用者用駐車施設の設置割合は1%で十分という意見もあり、義務基準を1%超えに引き上げる場合には、実態を調査すべき。	車椅子利用者用駐車施設	数	
13	商業施設の事業者は、より快適に安心して「あそこの店へ行く」と安心して。」と使って頂ける施設を目指している。現在も1つあればよい(基準を満たせばよい)ということではなく、それを超えるように工夫を行っている。	車椅子利用者用駐車施設	数	
14	車椅子利用者用駐車施設の台数だけでなく、設置位置の基準も検討すべき。	車椅子利用者用駐車施設	設置位置	バリアフリー法施行令第17条第2項に、車椅子利用者用駐車施設は、「移動等円滑化経路(車椅子利用者用駐車施設から利用居室までの経路)の長さができるだけ短くなる位置に設けること。」が定められています。
15	車椅子利用者用駐車施設の標示が路面のみであると、積雪や一般車両の駐車により見えない場合がある。標識は駐車施設の側面や後方の壁面にも設けてほしい。	車椅子利用者用駐車施設	表示	建築設計標準に「他の車が駐車している状況や積雪で路面の国際シンボルマークが見えない状況でも、車椅子利用者用駐車施設であることがわかるよう、車椅子利用者用駐車施設付近には、車椅子利用者用駐車施設である旨を示す表示板を設ける。」等と記述する方針とし、その周知に努めます。
16	3.5m幅の駐車区画を車椅子利用者に限定し、2.5m幅の駐車区画を歩行困難者等の優先とすることも基準化すべきではないか。	車椅子利用者用駐車施設	利用者	2.5m幅の区画は標準的なものであり、歩行困難者等を優先することは施設の運用に関する事項となることから、基準化は困難と考えていますが、建築設計標準において、「車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン(R5.3 国土交通省総合政策局)」を踏まえて記述する方針とし、その周知を図ります。

No.	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
17	車椅子使用者用客席数は、最低2席以上とし、現在の誘導基準と同等を義務基準としてほしい。	車椅子使用者用客席	数	本日(第3回検討WG)資料3において、基準の見直し案を示します。
18	観客がスタンディングで盛り上がった際に、車椅子使用者は何も見えず、疎外感を大きく感じる。劇場・スタジアム等の観客が立ち上がる施設においては、前方の人が立っている場合のサイトサイン確保について義務基準とすべき。	車椅子使用者用客席	サイトライン	ご意見を頂いたとおり、IPC(International Paralympic Committee) ガイド2020 には、「車椅子使用者用客席のC 値:90mm 以上」の記述があります。C値(C・バリュー)とは、前列に座る観客の頭越しに見える視界の質を示す可変数で、一般の客席にも共通した考え方です。(値が高いほど視界がクリアになります。)。C値計算の際には視焦点や目線の高さを定める必要があります。また例えばADA(Americans with Disabilities Act)においては、「立っている人が前の人の頭上を見通せる場合、車椅子スペースの観客も前の人の頭上を見通せなければならない。」「立っている人が前の人の肩・頭の間を見通せる場合、車椅子スペースの観客も前の人の肩・頭の間を見通せなければならない。」と周囲の観客と同様の条件でのサイトラインを確保することを定性的に求めています。
19	車椅子使用者用客席のサイトライン確保ができているか、さらに車椅子使用者用客席の背後の客席のサイトライン確保ができているか、視焦点設定の適切さ等も含め建築確認申請の審査での確認は困難だろう。別途で当事者団体による確認を行う仕組みがあると良い。	車椅子使用者用客席	サイトライン	
20	建築確認の際に、サイトライン確保の確認が困難なことは理解したが、IPCガイドラインに定められている「C値」が参考になるのではないかな。	車椅子使用者用客席	サイトライン	義務基準に位置づけることは設計や確認審査の効率性・実効性の観点から困難と考えていますが、個別の実態に応じて最適な設計を促すことが重要であることから、今回の建築設計標準の見直しの際には、ご提示いただいたガイドライン等を踏まえて記載内容の充実を図るだけでなく、設計段階からより当事者の意見が反映できるような当事者参画プログラムに係る指針等についても新たに盛り込むことを検討します。
21	車椅子使用者用客席の前方の手すりの高さ(80cm以下)を、義務基準に含めてほしい。	車椅子使用者用客席	サイトライン	
22	同伴者席の車椅子使用者用客席の隣への設置を、義務基準に含めてほしい。	車椅子使用者用客席	同伴者席	客席スペースの構造等により同伴者席を隣接して設けられないケースも想定されることから、義務基準に位置づけることは難しいと考えていますが、建築設計標準に「車椅子使用者の同伴者席は、車椅子使用者用客席・観覧席に隣接して設ける。」「客席スペースや構造等により、車椅子使用者の同伴者席を隣接して設けられない場合には、車椅子使用者用客席・観覧席にできるだけ近い位置に設ける。」等と記述する方針とし、その周知に努めます。

No.	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
23	車椅子使用者用客席を水平垂直に分散して配置することを、義務基準に含めてほしい。	車椅子使用者用客席	設置位置	車椅子使用者用客席からの避難経路の確保を考慮すると、総客席数や横通路の配置等によっては、特に垂直に分散して配置することが困難なケースが想定されます。そのため建築設計標準に「車椅子使用者用客席・観覧席(可動席スペースを含む。)は、車椅子使用者が選択できるよう、2箇所以上の異なる位置(異なる階、異なる水平位置)に分散して設けることが望ましい。」等と記述する方針とし、その周知に努めます。
24	小規模な映画館で、車椅子使用者用客席が最前列のみのケースがあり、非常に見にくい。設計標準ではなく義務基準で検討していただきたい。	車椅子使用者用客席	設置位置	建築設計標準に「劇場・映画館等の車椅子使用者用客席については、舞台やスクリーンとの距離や見やすさに配慮した配置とすることが望ましい。」等と記述する方針とし、その周知に努めます。
25	検討の進め方として、誘導基準を義務基準に置き換えた場合に、過剰と考えられるものについて、引き下げを検討することとしてはどうか。	共通	基準のあり方	本日(第3回基準検討WG)資料3において、基準の見直し案を示します。あわせて基準の見直し案に対する実態調査の適合状況を示します。
26	建築物の用途や規模をイメージしながら、義務基準・誘導基準・設計標準の棲み分けを考えることが重要。	共通	基準のあり方	
27	誘導基準は、認定取得によるインセンティブ(容積率の特例やバリアフリーに係る取組のアピール等)とセットで達成されている。このような現状を踏まえた上で、誘導基準を設定すべき。	共通	基準のあり方	

建築物のバリアフリー基準の見直し（案）

車椅子使用者用便房・駐車施設・客席の設置数に係る基準の見直し案

	義務基準		誘導基準	
	現行	見直し案	現行	見直し案
車椅子使用者用便房	建築物に1以上 ※男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上	延べ床面積10,000㎡以下の場合、「便所のある階の数」と「 $\frac{\text{延べ床面積}}{1,000\text{㎡}}$ 」の小さい方の数 延べ床面積10,000㎡を超える場合、上記により算定した数に1を追加した数 ※第2回WGでは2,000㎡と提示	便所のある階に1以上 階の便房数200以下：2%以上 階の便房数200超：1%+2%以上	便所のある箇所に1以上
車椅子使用者用駐車施設	建築物に1台以上	総数50以下：2%（1台）以上 総数51～200：2%以上 総数200超：1%+2%以上	総数200以下：2%以上 総数200超：1%+2%以上	総数200以下：2%以上 総数200超：2%以上
車椅子使用者用客席	基準なし	総数400以下：2以上 総数400超：0.5%以上	総数200以下：2%以上 総数201～2,000：1%+2%以上 総数2,000超：0.75%+7%以上	総数100以下：2以上 総数101～200：2%以上 総数201～2,000：1%+2%以上 総数2,000超：0.75%+7%以上

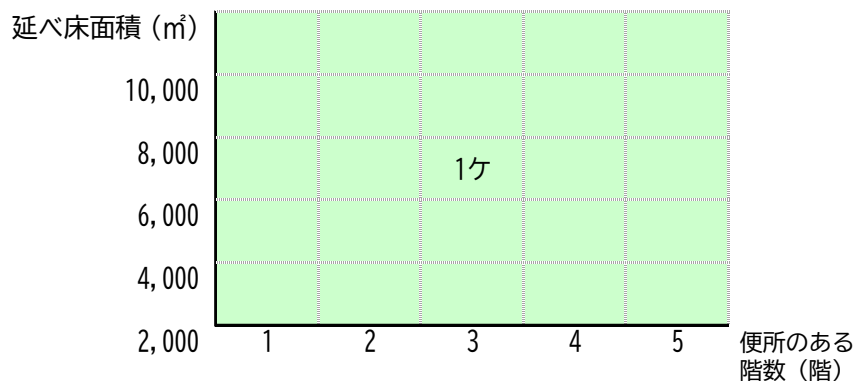
 : 現行基準と比べて強化された箇所

車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し案での設置イメージ

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第14条の政令改正により、**延べ床面積2,000㎡以上の建築物**に義務付けられる車椅子使用者用便房の設置数について、**便所のある階の数と延べ床面積**で定めるよう見直しを行う。

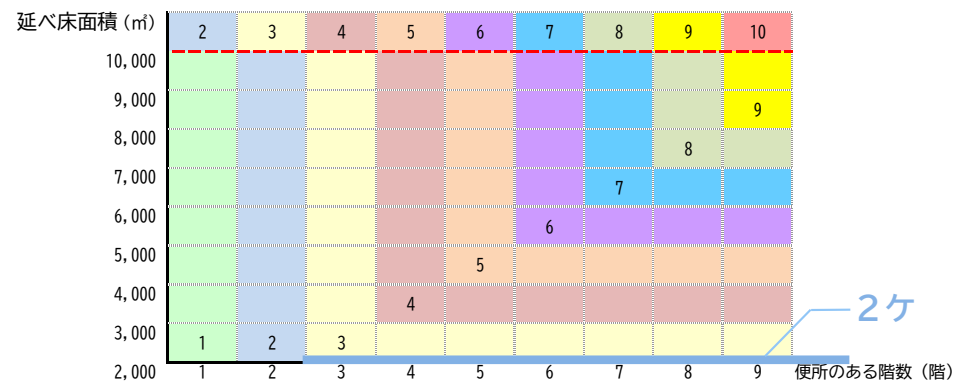
義務基準【現行】

便所がある場合、**1以上**の車椅子使用者用便房を設ける。



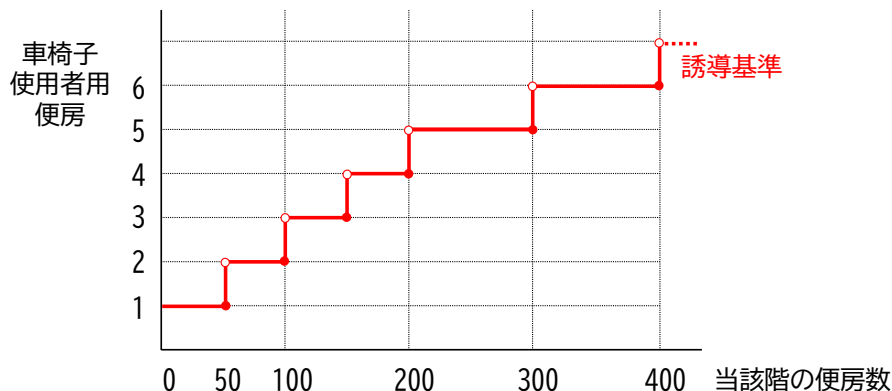
義務基準【見直し案】

- ・「便所のある階の数」と「延べ床面積÷1,000㎡」の小さい方の数
- ・延べ床面積が10,000㎡を超える場合、上記により算定した数に**1を追加した数以上**の車椅子使用者用便房を設ける。



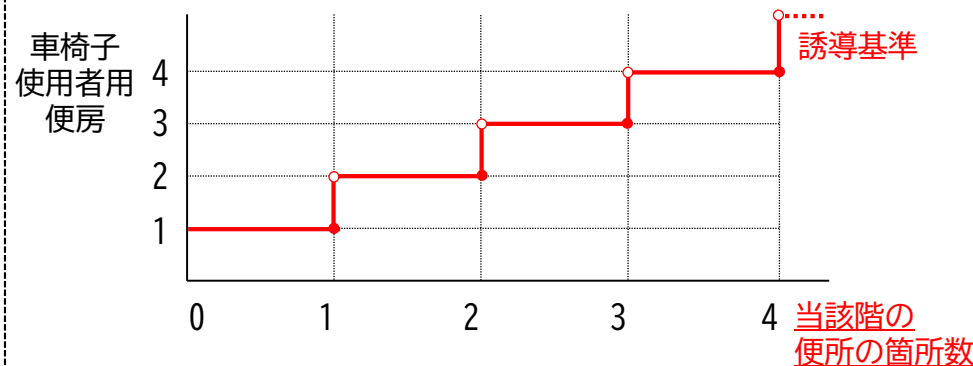
誘導基準【現行】

- ・便所のある階ごとに車椅子使用者用便房を設ける。
- ・当該階の便房総数が**200以下**の場合は、**便房総数の2%以上**
- ・当該階の便房総数が**200超**の場合は、**便房総数の1%+2以上**の車椅子使用者用便房を設ける。

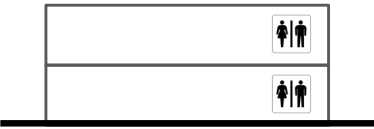
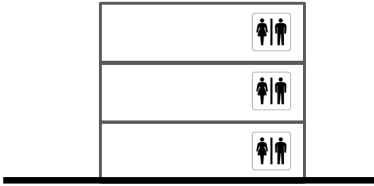
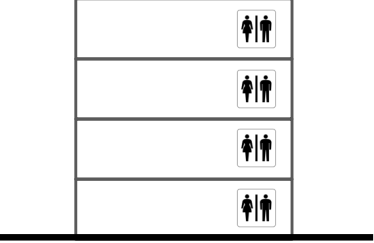
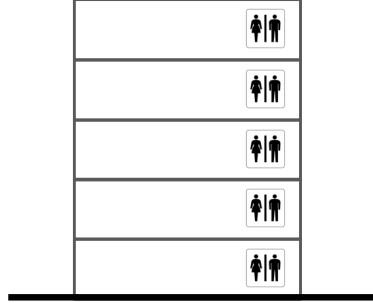


誘導基準【見直し案】

便所がある場合、**便所の箇所に1以上**の車椅子使用者用便房を設ける。



車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し案での必要数イメージ

	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④
便所のある階のイメージ	1,000㎡/階 	667㎡/階 	750.25㎡/階 	800.2㎡/階 
a)階数	地上2階	地上3階	地上4階	地上5階
b)延べ床面積	2,000㎡	2,001㎡	3,001㎡	4,001㎡
d)便所のある階の数	2	3	4	5
e)延べ床面積 ÷ 1,000㎡	2	3	4	5
必要数 (義務基準(案))	2	3	4	5

車椅子利用者用便房 見直し案への適合状況

■義務基準【見直し案】への適合率（トイレの実態調査※）

延べ床面積	車椅子利用者用便房の設置数	総数	適合数	適合率
全体	—	146	109	74.7%
10,000㎡以下	「便所のある階の数」と「延べ床面積 ÷ 1,000㎡」の小さい方の数以上	121	93	76.9%
10,000㎡超	上記により算定した数に 1を追加した数以上	25	11	44.0%

※トイレの実態調査概要

項目	概要
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー基準への適合義務の対象となる建築物について、トイレの現状を調査
調査対象施設	<ul style="list-style-type: none"> 調査期間中に確認済証（新築）を交付した2,000㎡以上の特別特定建築物※ ※病院・診療所（患者の収容施設のあるもの）・老人ホーム等・児童養護施設等（寝室のあるもの）、条例で付加したものを除く
調査期間	<ul style="list-style-type: none"> 2022年（令和4）8月29日～11月28日（3ヶ月間）

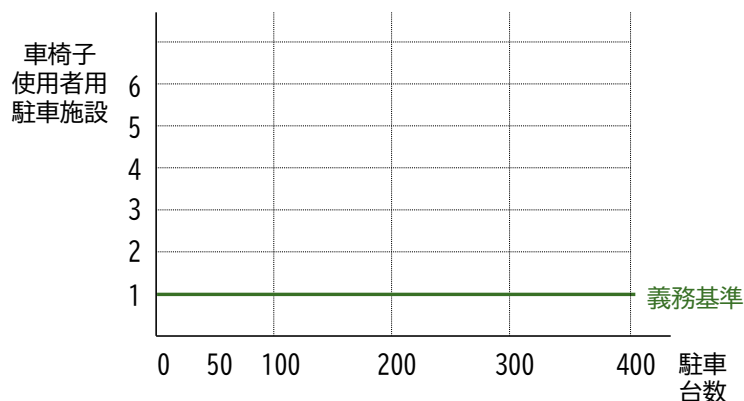
 : 現行基準と比べて強化された箇所

車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し案での設置イメージ

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第17条の政令改正により、**延べ床面積2,000㎡以上の建築物**に義務付けられる車椅子使用者用駐車施設の設置数について、**駐車台数に対する割合**で定めるよう見直しを行う。

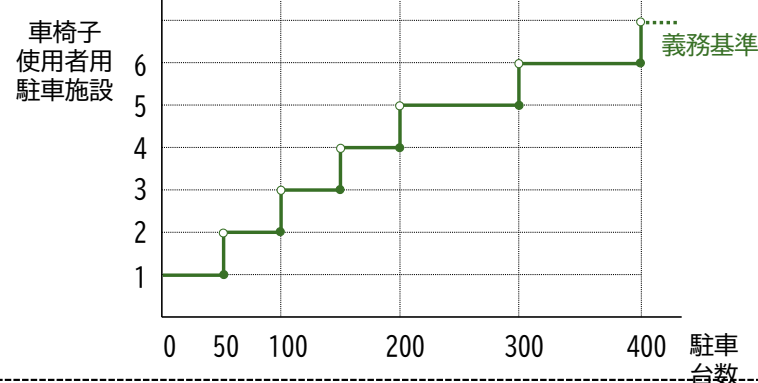
義務基準【現行】

駐車場がある場合、**1以上**の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



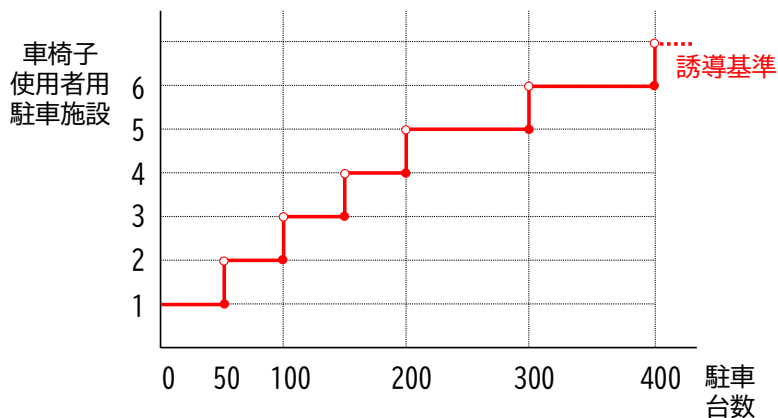
義務基準【見直し案】

- ・ 駐車台数（総数）が**200以下の場合、総数の2%以上**
- ・ 駐車台数（総数）が**200超の場合、総数の1% + 2以上**の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



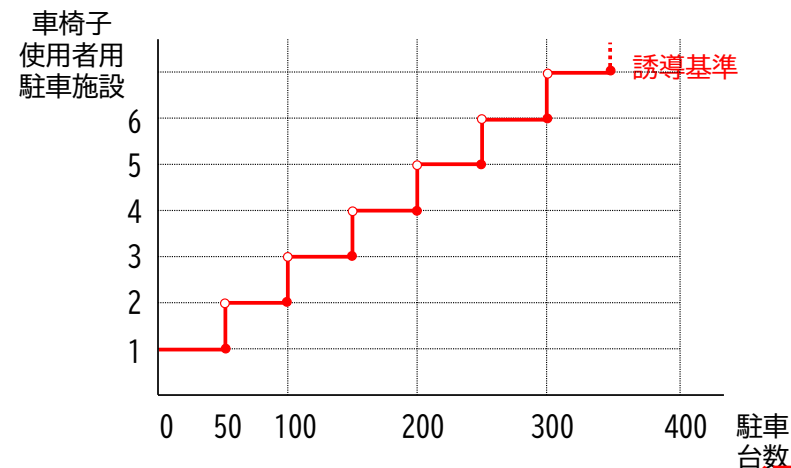
誘導基準【現行】

- ・ 駐車台数が**200以下の場合、駐車台数（総数）の2%以上**
- ・ 駐車台数が**200超の場合、駐車台数（総数）の1% + 2以上**の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



誘導基準【見直し案】

駐車場がある場合、**駐車台数（総数）の2%以上**の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



車椅子使用者用駐車施設 見直し案への適合状況

■義務基準【見直し案】への適合率（駐車場の実態調査※）

駐車台数	車椅子使用者用駐車施設の設置割合	総数	適合数	適合率
全体	—	203	150	73.9%
50以下	1台（2%）以上	94	94	100.0%
51以上200以下	2%以上	81	41	50.6%
200超	1%+2以上	28	15	53.6%

■誘導基準【見直し案】への適合率（駐車場の実態調査※）

駐車台数	車椅子使用者用駐車施設の設置割合	総数	適合数	適合率
全体	—	203	143	70.4%
50以下	1台（2%）以上	94	94	100.0%
51以上200以下	2%以上	81	41	50.6%
200超	2%以上	28	8	28.6%

※駐車場の実態調査概要

項目	概要
調査内容	・ バリアフリー基準への適合義務の対象となる建築物について、駐車場の現状を調査
調査対象施設	・ 調査期間中に確認済証（新築）を交付した2,000㎡以上の特別特定建築物※ ※条例で付加したものを除く
調査期間	・ 2022年（令和4）8月29日～11月28日（3ヶ月間）

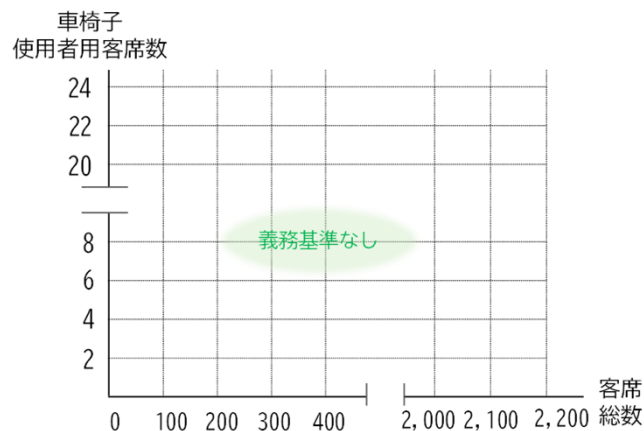
 : 現行基準と比べて強化された箇所

車椅子使用者用客席の設置数に係る基準の見直し案での設置イメージ

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の**改正（条文新設）**により、**延べ床面積2,000㎡以上の建築物**に義務付けられる車椅子使用者用客席の設置数について、**客席の総数に対する割合**で定めるよう見直しを行う。

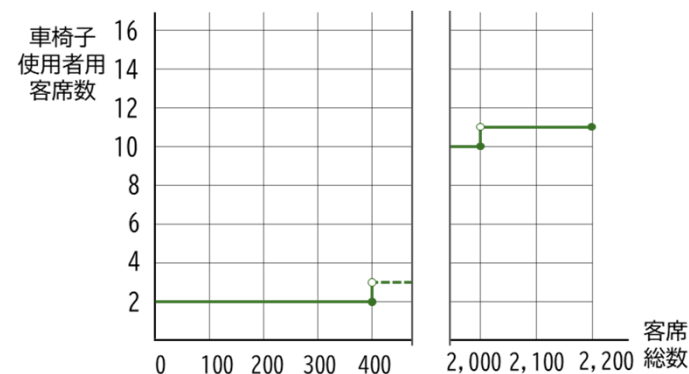
義務基準【現行】

- ・ 基準なし



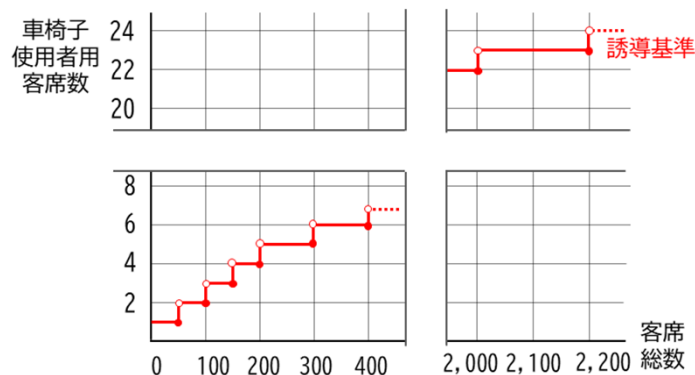
義務基準【見直し案】

- ・ 客席数（総数）が**400以下**の場合、**2以上**
- ・ 客席数（総数）が**400超**の場合、**総数の0.5%以上**の車椅子使用者用客席を設ける。



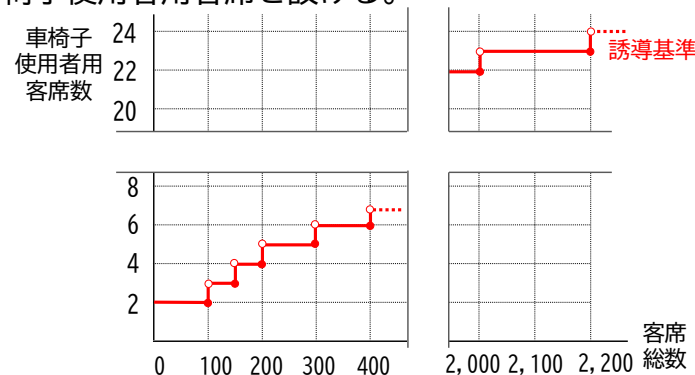
誘導基準【現行】

- ・ 客席数（総数）が**200以下**の場合、**総数の2%以上**
- ・ 客席数（総数）が**201～2,000**の場合、**総数の1%+2以上**
- ・ 客席数（総数）が**2,000超**の場合は、**総数の0.75%+7以上**の車椅子使用者用客席を設ける。



誘導基準【見直し案】

- ・ 客席数（総数）が**100以下**の場合、**2以上**
- ・ 客席数（総数）が**100～200**の場合、**2%以上**
- ・ 客席数（総数）が**201～2,000**の場合、**総数の1%+2以上**
- ・ 客席数（総数）が**2,000超**の場合、**総数の0.75%+7以上**の車椅子使用者用客席を設ける。



車椅子使用者用客席 見直し案への適合状況

■義務基準【見直し案】への適合率 (2012年以降に整備等された施設に関する調査結果※)

総席数	車椅子使用者用客席の割合	スポーツ施設			映画館			劇場・音楽堂等		
		総数	適合数	適合率	総数	適合数	適合率	総数	適合数	適合率
全体	—	148	116	78.4%	748	697	93.2%	113	95	84.1%
400以下	2席以上	23	21	91.3%	725	685	94.5%	30	30	100.0%
400超	0.5%以上	125	95	76.0%	23	12	52.2%	83	65	78.3%

■誘導基準【見直し案】への適合率 (2012年以降に整備等された施設に関する調査結果※)

総席数	車椅子使用者用客席の割合	スポーツ施設			映画館			劇場・音楽堂等		
		総数	適合数	適合率	総数	適合数	適合率	総数	適合数	適合率
全体	—	148	45	30.4%	748	228	30.5%	113	27	23.9%
100以下	2席以上	0	0	—	210	188	89.5%	0	0	—
100超200以下	2%以上	1	0	0.0%	329	27	8.2%	1	0	0.0%
200超2,000以下	1%+2席以上	98	31	31.6%	209	13	6.2%	105	26	24.8%
2,000超	0.75%+7席以上	49	14	28.6%	0	0	—	7	1	14.3%

 : 現行基準と比べて強化された箇所

車椅子使用者用客席 見直し案への適合状況

※2012年以降に整備等された施設に関する調査概要

●スポーツ施設

項目	概要
調査内容	・新築のスポーツ施設について、バリアフリー化の現状を地方公共団体に対するアンケートにより調査
調査対象施設	・客席（200席以上）を有するスポーツ施設（社会体育施設、民間体育施設）で、2012（平成24）年以降に供用を開始した施設（これから供用開始予定の施設を含む） ・総合運動場のように複数の施設がある場合には、それぞれの施設が対象
調査期間	・2022（令和4）年8月23日から9月26日

●映画館

項目	概要
調査内容	・主要な会社の映画館について、車椅子使用者用客席の数・割合を、各社のHPから調査
調査対象施設	・2012（平成24）年以降に開業（またはリニューアルオープン）したシネマコンプレックス（通称：シネコン）8社※の各スクリーン ※イオンシネマ、TOHOシネマズ、ユナイテッド・シネマ、MOVIX、109シネマズ、T・ジョイ、コロナシネマワールド、シネマサンシャイン
調査期間	・2023（令和5）年5月

●劇場・音楽堂等

項目	概要
調査内容	・地方公共団体が設置する劇場・音楽堂等について、車椅子使用者用客席の数・割合を、(公社)全国公立文化施設協会ご提供資料(2022(令和4)年度調査)から調査
調査対象施設	・2012(平成24)年以降に開業し、地方公共団体が設置する劇場・音楽堂等
調査期間	・2023(令和5)年5月

建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG（第2回）
議事録

■日 時 2023（令和5）年8月31日（木） 10：00～12：00

■場 所 Web 会議形式

■議 事

1. 開会（挨拶）

2. 議事

（座長）

- ・ 皆さん、おはようございます。座長の高橋儀平です。どうぞよろしくお願いいたします。
- ・ 本日は第2回目になりますが、お蔭さまで第1回において様々なご意見を頂き、少しずつ国土交通省の骨子案がまとまってまいりました。まだまだこれから議論しなければいけない部分がたくさんありますし、乗り越えなければいけない課題もありますので、よろしくお願いいたします。
- ・ ご承知のようにバリアフリーの基準をつくるにあたっては、これまでの常識的な部分から少し変えていくことが必要になります。法制度としては従来基準ではないが、利用者・市民、あるいは当事者の立場からすると、ごくごく当たり前の部分だということもあるかと思えます。そういうものを含めて、本日も皆様には活発なご意見を頂きたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

（1）前回WGでの主な意見と対応方針（案）（資料2）

以下の資料について事務局より説明

- 資料2 第1回WGでの主な意見と対応方針（案）一覧

（座長）

- ・ 資料説明、ありがとうございました。
- ・ それでは、資料2の前の第1回のとりまとめ、対応方針について、質疑応答をお願いします。どなたからでも結構ですのでご意見をお願いします。

（委員）

- ・ ご紹介頂いた海外の基準のトイレに関して、アメリカが1以上と記載されていますが、これは各お店に対して1以上というものと私は理解しています。アメリカはどこに行っても、どのお店でも車椅子が使えるトイレがあります。小さいお店でトイレが1つしかない場合でも、そこは必ず車椅子で入れる広さのトイレになっていますし、一般のトイレに行けば必ず男女のトイレそれぞれに車椅子で入れるトイレがあります。トイレに行けば車椅子の人も必ず使えるという状況ですので、日本の1以上と同じではないと思いました。
- ・ スタジアムについて、多くは建築設計標準で対応との回答でしたが、席数だけでなく、サイトライン、前の手すりの高さ、同伴者が横に座る、水平垂直分散するというのも、席数とあわせてセットで決める必要があります。現在の状況だとサイトラインの確保が義務基準ではありません。見えない席を幾らつくってもそれでは意味がない。席数と同時にサイトライ

ンの確保、手すりの高さ、同伴者が隣に座る水平垂直分散というのは必ず必要だと思います。義務基準での検討をお願いします。

- ・ 映画館について、100席程度の小さいホールの場合、前回もお話しましたが、最前列の一番横のほうにしか車椅子用客席がなく非常に見にくい。これはとてもよいとは思えませんので、設計標準ではなくて義務基準で検討して頂きたいと思います。
- ・ また、客席だけでなく、全体についても目を向ける必要があると思います。今年の春に北海道のボールパークができましたが、車椅子利用者から非常に評判が悪いです。なぜなら、サイトラインが確保されてないなど車椅子席の問題もあるのですが、建物の中のレストランなどにも段差があって、車椅子で使えないのです。お店やバックヤードを含めて、客席だけでなく全体をユニバーサルにつくるということが必要だと思います。
- ・ 駐車スペースについて、前回もお話しましたが、最低基準は2以上にして、一定規模を超えたら2%ということの基本にして頂きたい。現状、実態は1%程度ですので、そのままではなくて、さらに引き上げるものとして頂きたい。また、昨年まとめたパーキング・パーミットの国の指針では、3.5m幅の車椅子使用者に限定するスペースと、歩行困難者等の優先駐車区画2.5m幅が示されており、分けて設置するのが望ましいとなっています。そういったこともここで決める必要があると思います。
- ・ トイレに関しては、資料3の後に発言します。

(座長)

- ・ 後ほどの議論に供する部分がありました。例えば客席数についての全体の利用者の視点をセットで考えていってほしいということ、これは映画館の場合なども、ある面で同じかだと思います。議論している基準以外の全体としてのバリアフリー化の問題についてもご指摘頂きました。駐車場について、数の確保、現在の誘導基準になっている2%を確保とのご意見がありました。それらも含めて今後の検討に供したいと思います。どうもありがとうございました。
- ・ それでは、これからの議論が非常に重要だと思いますので、次の議事の(2)に入らせて頂きたいと思います。「建築物のバリアフリー基準の見直しの方向性(案)」について、資料3に基づいて事務局から説明をお願いします。

(2) 建築物のバリアフリー基準の見直しの方向性(案)(資料3)

以下の資料について事務局より説明

- 資料3 建築物のバリアフリー基準の見直しの方向性(案)

(座長)

- ・ 資料についての補足説明を事務局よりお願いします。

(事務局)

- ・ 若干補足説明を致します。今回義務基準の見直しを検討しておりますが、当初は誘導基準の見直しを行わずに義務基準の見直しを行うと考えておりました。しかし、前回のWGで誘導基準を義務基準とすべきではないかというご意見、あるいは誘導基準を引き上げるべきではないかというご意見を頂きました。義務基準の水準はどうあるべきかを議論する中で、誘導

基準の見直しを一切行わないという前提に立つと、非常に議論が窮屈になり、なかなか思うような議論ができないということに気づかされました。

- ・ 今回、トイレの基準については、一旦具体的な基準案をお示しさせていただきましたが、誘導基準についても変えないという前提に立つのではなくて、どうあるべきかということを中心に考えていきたいと思い、資料には誘導基準については必要に応じ見直しを検討と記載させていただきました。
- ・ 駐車場と客席については、今回義務基準について、具体的な案はお示しできていませんが、現行の誘導基準を参考に改正という形で書かせて頂きました。義務基準・誘導基準についても、まずは皆様としっかりと議論を重ねていきたいと考えています。今後、義務基準・誘導基準のあるべき姿について、議論を進めていくこととなりますが、これから申し上げる懸念についてもまず皆さんと共有させて頂いた上で議論ができればと考えています。
- ・ トイレについて、今回示した基準の案は、例えば郊外型のショッピングセンターのように低層で極めて規模の大きいような建物の場合、各階ごととすると、各フロアに1つとなるので、このように平べったくて非常に大きなものなのに義務基準として1でいいのか、どの程度が適正水準なのか。障害当事者の方々、ショッピングセンターを営む方々、設計側など、色々ご意見が分かれるのではないかと考えておりますが、皆様の率直なご意見をお伺いしたいと考えています。
- ・ 駐車場について、極めて駐車台数が多いような大型の商業施設などで、現在の誘導基準をそのまま義務基準にしてしまう場合はどうなのか。例えば、アウトレットモールなどでは駐車台数は6,000台にもなり、今の誘導基準をそのままあてはめると、約60台分の車椅子使用者用駐車場の場所を用意することが必要になります。感覚的で申し訳ないのですが、若干多過ぎるのではないかと気もしております。駐車台数が多いというのはどの程度かというのはあるのですが、例えば1,000台を超えるようなものについて、どの程度が適正水準なのか、非常に悩んでいるところです。
- ・ 客席について、駐車場と同様かもしれないのですが、例えば客席の数が2,000席を超えるような公会堂などに今の誘導基準をそのまま義務基準化するとすると、大体20席を超える車椅子使用者用のスペース・客席を準備する必要があります。こちらも感覚的な話で申し訳ないのですが、本当にそれが埋まるのか。客席は、販売することでお金を取って収益を考えるものなので、そういったことも含めてよく考える必要があるのではないかと。
- ・ また今の誘導基準で、50席以下の極めて小規模なものについては、誘導基準でさえ1席となります。通常このような客席がある場所に行くときにはペアで行くのではないかと。本当に1席でいいのか、せめて2席くらい必要なのではないかと。
- ・ 以上、幾つか懸念点、論点みたいなことをお話しさせていただきましたが、恐らく立場立場で意見が分かれるのではないかとしますので、そこはしっかりと議論して、全体として納得感のある義務基準・誘導基準をつくっていかねばと思います。

(3) 意見交換

(座長)

- ・ 資料3の説明、若干の補足説明を頂きました。きょうはまだ途中の段階ですので、結論に至

らないところもあると思いますが、多くの皆さんから、第1回に引き続いてご意見を頂ければと思います。ご発言をお願いします。

(委員)

- ・ 設置数の基準について、初歩的なことかもしれませんが、確認させて顶きたい。事業者の立場からは、誘導基準・義務基準、これが2階建てで出てくるというのは、これから新しい劇場・映画館をつくる際に非常に悩ましい問題となります。各自治体によって、誘導基準を義務基準化するというところもあります。誘導基準の定義と義務基準の定義は何で、それに対して新しい映画館をつくる際にどう従っていけばいいのかが、事業者の皆さんが悩まれるところだと思います。それについて教えて頂きたい。

(事務局)

- ・ 義務基準と誘導基準の一番端的な違いは、義務基準は「義務基準を守らないと建築することができない」という極めて強い規制になることです。そこが一番の大きな違いです。誘導基準については、義務基準をカバーしている形になりますので、当然にして建築できるわけですが、誘導基準の場合は支援策があり、誘導基準に適合していると、容積率のボーナスがあるといった仕組みになっています。繰り返しになりますが、義務基準については義務基準を守らないと建築することができない、極めて強い規制になります。

(座長)

- ・ 誘導基準と義務基準の両方をみて設計を進める場合や、最低限の義務基準を遵守して建築確認を受ける場合もあるかと思います。誘導基準については、地方公共団体で独自の委任条例化で義務化することも考えられますので、地域によって少し状況が変わるかもしれません。全国統一のバリアフリー化の部分と自治体によって義務基準が異なるという側面もありますので、それぞれの自治体での条例の動きにあわせて設計に反映していく形になると思います。

(委員)

- ・ 先ほどの補足説明でどのような懸念を持たれているかについて、私たちも理解ができ、より建設的なお話をさせて頂きたいと思いました。
- ・ トイレに関して、今回資料3で示された見直しの方向性は、前回よりも大幅に後退しており、とても驚きました。トイレがある階にはバリアフリートイレが設置される方向と受けとめていたのですが、今回の案では2,000㎡につき1箇所しか設置されないという問題があると思います。アウトレットのようにワンフロアが広いところはそういった考え方もいいかと思いますが、ビルなどではバリアフリートイレが設置されない階が出てしまいます。各階にバリアフリートイレが設置されるのは本当に巨大なビルしかなくなってしまうのではないかと心配です。
- ・ 海外の基準では、例えばアメリカであれば、トイレがあるところはどこでも車椅子が入れるバリアフリートイレがあります。それは街中の一軒家のレストランでも、トイレが1つしかないような小さいところでも、そのトイレは必ず車椅子で入れるバリアフリーのトイレになっています。これはアメリカだけでなく、中米の小さな国、コスタリカでも、法律によって、トイレが1個しかない田舎の小さな食堂でも、車椅子で使えるトイレがちゃんとありました。日本はバリアフリートイレがなくて困ると外国から来た障害者・車椅子ユーザーに言われます。世界では、どんどんトイレが設置されている状況ですので、それを踏まえた基準

に是非して頂きたいと思います。

- ・ 先日、経産省の職員のLGBTの方がトイレの裁判をされていましたが、勤務フロアから2階以上離れた女性用のトイレしか利用が認められないというのは著しく不利益があるという判決でした。私たち車椅子ユーザーは、2階どころか、建物に1つしかトイレがなくて、そこに行くためにエレベーターに乗らなければいけない。そのエレベーターは満員で全然乗れない。一体いつになったらトイレに行けるのかという状況が各地で起きているわけです。この不利益の改善、健常者に比べて著しく不利益がある状況を解決することが必要だと考えています。
- ・ 障害者権利条約では「他の者との平等を基礎として」という言葉がたくさん出てきます。昨年日本の1回目の審査があって、その後、権利委員会から日本政府に（総括所見）勧告が出されましたけれども、この中でアクセシビリティに関しては、障害者団体と緊密に協議して、特に建物のアクセシビリティを確保するために、行動計画や戦略を実施することが求められています。今回示された案は、一般の人は各階にトイレがあるのに、バリアフリートイレは1つしかないという、著しい格差を改善するものには残念ながらなっていないと思います。条約や他の国の状況も踏まえた対応をお願いします。
- ・ 義務基準と誘導基準の2段階で考えることは必要だと思います。場所によっては複数のトイレが設置できないところもあるかもしれませんので、そういった意味で、2階建てで考えるのは1つの方法だと思います。ただ、トイレがある階にはバリアフリートイレをつくって頂きたい。今回義務基準の見直しは、バリアフリー法をつくって初めてトイレの基準を見直すものと思います。条約を批准し、東京オリパラでバリアフリーの取組を進めてきましたが、今回の基準は本当に不十分だと思います。これからも率直に議論をさせて頂いて、良い案に改善して頂けるようにお願いしたいと思います。

（座長）

- ・ 今のご意見に関連して、資料3の1ページの対応方針の改正後の部分をご覧ください。改正後で、便所がある場合、「『便所のある階の数』と『床面積÷2,000㎡』の小さい方の数の車椅子使用者便房を設ける」と記載されていますので、この案では課題はあるものの、現行より後退することはありません。事務局から補足をお願いします。

（事務局）

- ・ 資料3の2ページにある『便所のある階の数』と『床面積÷2,000㎡』の小さい方の数の車椅子使用者便房を設ける」について、なぜこの考え方をもち出したのか、趣旨をご説明させて頂いたほうが、議論が深まるのではないかと思いますので、補足させて頂きます。
- ・ 例えば、建物全体として2,000㎡を超えていて、当然特別特定建築物になるが、各フロアの面積が小さいペンシルビルなど、フロアごとに車椅子使用者用便房を設けるのは難しい場合があるのではないかと懸念しております。そのため、面積2,000㎡で割るという考え方を提示したところですが、1,500㎡で割るのがよいのか、1,000㎡で割るのがよいのかという議論もあります。ただ、基本的な考え方としては、各フロアに1つ以上の車椅子用のトイレと考えています。1フロアの面積、各階のフロアの面積が小さいものについて難しいケースがあるかもしれないということで、こういった考え方をお示しさせて頂きました。

（委員）

- ・ ありがとうございます。各階に2,000㎡以上の面積がないと、各階にバリアフリートイレは設

置されないと理解しましたが合っていますか。

(事務局)

- ・ 違います。資料3の3ページのケース②の場合、地上3階で全体の面積が3,300㎡ですので、各フロアは大体1,100㎡となります。各フロアは2,000㎡を超えていませんが、全体としては3,300㎡あるので、3,300㎡を2,000㎡で割った1.6を切り上げて2となります。便所のある階の数の『3』と、全体の面積を2,000㎡で割った1.6を切り上げた『2』を比べ、小さい方の数の『2』となります。つまり、このケース②では、地上3階3,300㎡の建物の中に2つ以上の車椅子使用者用トイレをつくることになります。
- ・ 階数3のうち、1階と2階に車椅子使用者用トイレを設けて3階にはないのか、あるいは1階と3階に設けて2階にはない、そういったことになると思います。
- ・ 各フロアに2,000㎡ないと、バリアフリートイレがつかないということではありません。

(委員)

- ・ 例えば3階建てで、3フロア全部バリアフリートイレが付く場合は、各フロアが2,000㎡以上、あるいは全体で6,000㎡以上ということが必要ということと理解しました。2,000㎡に満たされていないときは各階にはバリアフリートイレがつかないということなので、それでは不十分だと思います。

(座長)

- ・ ご意見ありがとうございます。もう一つ、実際の法の建付けとして、例えば不特定多数の人たちが利用するようなフロアに対してどういうふうに解釈するかという検討も必要です。単純に面積と階数だけで提示されていますが、それだけでは不自由を解消しきれないケースは出てくると思います。資料3の4ページのケース⑤のホテルのように、中ほどの客室があるフロアなどが義務基準から外れてよいのかという問題も出てくるかもしれません。

(委員)

- ・ ケース②について、確かに細長いビルが想定されると思いますが、その場合エレベーターの数も少ないと思われます。そうするとエレベーターが混んでいて、他の階への移動をしにくいという問題が起こりますので、ケース②の場合でも、ぜひトイレは各階ごととして頂きたい。
- ・ 資料3のケース④の場合、75,000㎡の横にかなり広い建物でバリアフリーの便房の数が3つでは足りないと思います。便所のある階の数ではなくて、便所の数と同じだけバリアフリーの便房が必要です。これから障害者はみんな外に出て行きますので、健常者の人たちがこれだけトイレが必要だという数に合わせてバリアフリートイレも必要です。また、横に広い建物に1箇所しかないということになると、探すのも大変ですし、混雑して使えないのではないかと非常に心配です。見つけやすいように場所を図で表示すればよいという意見もありますが、実際には探すのが大変だという状況があるので、便所のある階の数ではなくて、便所の数に合わせてバリアフリーの便房をつくるように考えてもらいたいと思います。

(座長)

- ・ ご指摘頂いたように、2ページの右上にある義務基準の方向性の案で、10,000㎡を超え階数が少ない部分ではこの数でよいのか。便所のある階かつ2,000㎡で割るという案もあるかもしれませんが、それらも含めて、用途や規模も含めた検討、考察が必要になるかもしれません。

(委員)

- ・ 劇場ですと、女性の便房を増やしてくださいという要望があります。トイレの配置の問題として、通常の健常者用男女トイレのすぐ近くにバリアフリートイレを置くというようなわかりやすい配置も必要と感じました。設置される場所、位置について、「誘導基準内が望ましい」ということが可能なかどうか、伺いたいと思います。
- ・ ホールのロビー等に、周りを簡易的なパーテーションで仕切った車椅子トイレをつくっている劇場も見受けられるのですが、例えばこれが義務基準になれば、施設改修のときなどに早急に各自治体は取り組まないといけなくなるのではと思いました。

(座長)

- ・ まだ検討の途中ですが、位置について、先ほどの商業施設、劇場に限らず、トイレブロックに対して各車椅子対応トイレを1つ以上設けるという考えもあると思います。一方で劇場などの場合ですと、客席がない階への対応、客席の分散化など、客席との関係などにも配慮しながら、さらに詰めていく必要があると思います。

(委員)

- ・ この協議では「車椅子使用者用便房」について検討していますが、実際には多目的なトイレとしてつくられていて、例えばオストメイト障害者も使えるトイレが併設されている車椅子使用者向けトイレが大多数だと感じています。車椅子を使用されている方々はみなさんトイレが足りない、足りないと言っている段階で、オストメイト障害や乳幼児を伴ったベビーカーを使用する方々も使うような多目的トイレとして設置するのであれば、絶対数は足りないと感じます。「バリアフリートイレ」という名称なのか、「ユニバーサルトイレ」を目的にするトイレかなど、施設側の便所の設置目的によっても変わるとは思いますが、現実的には障害者も含めたお子さん連れの方々も使用するのが慣例、通例ですので、その点も考慮して設置数を考えて頂きたいと思います。
- ・ 駐車場について、路面に車椅子マークなどを大きく書いて車椅子障害者向けの駐車スペースであることを案内していますが、せっかく入口の近くにそういうスペースを設けても、北海道は雪が降るとマークが全く見えなくなってしまう。もちろん、雪が降っていなくてもそこに車を停めてしまうと路面のマークが見えなくなり、他のお客さんからわからなくなる。そのため、側面とか、後ろの壁がある建物内の駐車スペースには、壁などに大きなマークをつけて頂きたいと思います。また路外の、外の駐車スペースを設ける場合は、標識的なものを設けて頂くよと思います。地域性を考慮するという事も記載されておりましたので、そのような観点から意見を申し上げさせて頂きました。

(座長)

- ・ トイレについては、2007年頃からの建築設計標準等の見直しの検討の中で、誰もが利用できる多目的トイレ、いわゆるかつてのユニバーサルトイレを多くの人が利用することによって、本当に広いスペースを利用する人が利用できなくなるということがあり、機能分散の方針をかなり強く掲げているところです。乳幼児連れの人たち向けの整備、あるいは法に基づくオストメイト対応のトイレのブースを整備するという事はしっかりと対応しなければいけないと進めているところです。
- ・ 駐車場の標識については、建築設計標準のガイドラインの中で、縦型の立札形式のもの、駐

車中でも見える配慮などについて記述しているところです。

(委員)

- ・ 4 ページのケース④、地上3階で75,000㎡などのショッピングモールのトイレの数について、あるべき姿としては、便房がある場所には多機能トイレ等を設置するべきというのが私の意見です。何故かという、私が知っているショッピングモールでは、便房に多機能トイレが設置されてあることがわかっているので、広いショッピングモールであっても安心して利用ができます。それが、例えば行ったところに多機能トイレ等がなかったりすると、かなり混乱するシチュエーションになるのではないかと思います。便房がそこに行ったらあるという安心感はとても大事だと思います。ただ、数字的に3つ、便所のある階の数だけということではなく、義務基準についても少し多くできるような形にして頂ければと思います。

(座長)

- ・ 今回の基準改正は全ての用途に一律にかかってくるものになります。今指摘のあった大型の商業施設系、大規模なデパートなどは、当然事業者の判断に基づいて誘導基準を超えた車椅子対応トイレの整備などが現実的にはできておりますし、トイレブロックごとに車椅子利用者用対応の便房、乳幼児連れ対応の便房やオスメイト対応の便房が配備されているという水準になっているかと思えます。一方で法的な最低基準として設定するとき、全て一律の部分について少し工夫が必要になるというご指摘かと思えます。ありがとうございました。
- ・ ご意見がありましたら遠慮なくご発言頂ければと思います。全体の方向性についてのご感想でも構いません。どうぞよろしくお願いたします。

(委員)

- ・ ぜひ事業者側の皆様方からのご意見も伺いたいところです。
- ・ 先ほど、一般の人は各階にトイレがあるのに車椅子使用者は限られていることが多いと、そこに格差がある、というご意見に対して、それは格差とは言えないと反論できる明確な論拠、何かそういう根拠があるかなと考えてみたのですが、なかなかそれに対する回答が私の中では見えませんでした。利用の平等ないしは利便性の平等ということをベースとした場合、それと義務基準を結びつけることはできるのだろうかと考えさせられました。
- ・ 特にペンシルビルのような、縦のボリュームはあるが非常に限られた各階の面積の中で、そこに各階のバリアフリートイレを設置するのはなかなか負担が大きいのではないかというご意見もありました。それは私も感覚的に何となくわかるのですが、その感覚的なものをもう少し説明できるものがないかと思っております。
- ・ 資料3の2ページの右上の図で、例えば便所のある階数が5階で、全体で2,000㎡程度の場合、5階だけトイレは2カ所あるという状況となります。単純計算で、2,000㎡で5階建てなら各階が400㎡ということになりますが、各階が400㎡のところトイレを1箇所付けるということがどれだけの負担となるのか。例えば各コンビニでは、車椅子対応のトイレが増えてきたと思いますが、200㎡前後のコンビニであっても、設置されるようになってきたという現状において、5階建ての400㎡へのトイレの設置は、どこまで負担なのかという疑問を持ちました。
- ・ 義務基準に加えて誘導基準の見直しも検討していく可能性についてご説明がありましたし、一方で、誘導基準で考えていくと、感覚的にやりすぎではないかという部分が見えてくるこ

との心配など、ご発言ありましたが、まずは誘導基準を義務基準に移行してそこで考えていく。その中で違和感や何か過剰な部分、ないしは過少な部分をどう調整していけるかという検討の仕方もあるのではないかと。明確な何か答えがあるわけではないのですが、私自身が疑問に思ったこと、ないしは今後の進め方として、こんな考え方もあるのではないかとということをお話しさせていただきました。

(座長)

- ・ 今回の義務基準は当然に特別特定建築物を対象にしてかかってきます。誘導基準をまずベースにすること、その中でどこがうまく解決していけるのかについて、さらに深める必要があるというご指摘だったと思います。
- ・ それぞれの業界、用途ごとのトイレ整備の基準、車椅子対応の状況について、数字的に示されていないということもネックになっていて、それぞれの立場でご意見があるところではないかと思えます。このあたりも少し整理をしていく必要があると思えます。

(委員)

- ・ トイレの話とは外れて、車椅子席（観客席）について、車椅子席の数だけでなく、その席のサイトラインが確保されていて、さらに垂直水平分散されていなければ意味がないというご意見がありました。国立競技場の検討したメンバーとして賛同するし納得するところではあるのですが、義務基準として設定することになったとき、難しい点があるのではないかと思いました。具体的には、サイトラインが確保されているかどうかについて、傾斜やフォーカスポイントなど、サイトラインで見えるべきところがどこなのかがスタンドごとにいろいろ変わってくる。水平垂直分散すればそれぞれの場所によっても変わってくる。それを確認申請の審査要件として審査機関が評価しなければいけないと考えたときに、そう簡単ではないのではないかと。スタンドの角度とかフォーカスポイントをどこにするのかといった何かしらのパラメータとしての評価手法がないと義務基準として設定するのはなかなか難しいと思えます。これは設計標準でしっかり述べるということと、できれば事前審査ではないが、当事者団体との審査によってサイトライン確保を評価する、チェックするというような仕組みをつくる必要があると思いました。

(座長)

- ・ サイトラインとセットで考えるというご要望がありましたが、200席、300席レベルですと一般的には土間形式のホールということになります。劇場等でも観客席の勾配が低いと建築設計標準で示しているサイトラインを確保することは難しいです。一定の規模以上、あるいは客席の形式、一定の用途、例えばスポーツ施設に言及するか。アリーナ席ではサイトラインの確保は現実的には必要ないですが、そういうことも含めて少し詰めていく必要があると思いました。

(事務局)

- ・ 今ご指摘頂いたように、サイトラインのことを確認申請の中でどうやって見ていくのかについても、きちんと考える必要があると思えます。実際には行政実務的にはなかなか難しい部分があるのではないかと。そこはまさに設計者の腕の見せどころになると考えていますので、設計標準の中でしっかりと周知をしていくことが現実的なのではないかと考えます。

(委員)

- ・ トイレについて、私が今設計に携わっているのがまさしくペンシルビルで、2,000㎡程度の15階建てのビルになっています。法律上は車椅子利用者用便房を1個付ければよいのですが、我々設計者としては、建物のオーナーにより良い建物をつくらせて頂くために、車椅子利用者用便房をどこに何個付けるか、議論をしているところです。事業主からは、法律最低限で法律を守ってもらえればよいと言われており、我々設計者としては、中間階にもあったほうがいいのではないかと、あるいは最上階にも分散してはどうか、法律上は1つだけれども、15階建てであれば、車椅子利用者がどこでご勤務頂くかわからないということで、設計者としては適切に提案をしているところです。
- ・ 民間のオフィスビル等の建物ということであれば、事業主さんの建てる時の考え方があり、例えばユニバーサルデザインや車椅子に配慮したオフィスビルということでテナント貸しをされることとなります。最低限の義務を過度な義務としてしまうと、実際にペンシルビルの場合は設計ができなくなってしまうので、義務については慎重に決めて頂き、事業主さんと良く話し合いをしてビルの付加価値を協議していく中で、我々設計者のほうでしっかりと設計標準等を鑑みて事業主に提案をし、車椅子利用者の方、そういった方々に配慮するというふうに考えています。

(座長)

- ・ 15階のペンシルビルということでしたが、オフィスビルですか。差し支えなければ、用途を教えてください。

(委員)

- ・ 都内のオフィスビルです。

(座長)

- ・ ありがとうございます。用途によっても法で縛られるものとそうではないものがあると思います。

(委員)

- ・ ショッピングセンターに関して、たくさんご意見が出ておりました。まず、トイレについて、先ほどの事例で示されていますとおり、特に郊外のショッピングセンターについては、低層、高くても3層とか4層ぐらいまでの平面の大規模ショッピングセンターが非常に多いのが事実です。その場合、今回お示しを頂いている階数に応じた基準だと、非常に少ない数なのではないかというご懸念を示されているわけなのですが、主要な会員に一部聞いてみたところ、今回新たに義務化を進めていく場合、できれば面積基準一本化で決めてもらうのがよいという意見が結構多かったです。特別特定建築物の2,000㎡というのが今回基準の対象となるわけですが、ショッピングセンターのように不特定多数の人がたくさんお越しになる施設と、利用者限定のビルとは違うと考えてはどうか。用途に沿ってお客様ニーズ、実情に沿った形で取り組んでいくということは、十分これから検討できるのではないかと意見等もございました。これは協会全体の中で議論している話ではございませんので、今回お示しを頂きました内容等を踏まえて、国交省さんのご懸念等を含め、協会の中で再度広範に意見を詰めていきたいと考えております。現時点では、面積をベースにした考え方でよいのではないかと意見が主要な会員さんにあるということです。
- ・ 郊外のアウトレットモール等で大規模なものについて、駐車場の基準をどうするのかについて

て、ショッピングセンターの場合は、車椅子用の駐車スペースの設置数が比較的進んでいるという状況です。現状1%基準で十分ではないかというよう意見が会員さんからありますので、これを引き上げるということであれば、実情がどうなっているのかについてもう少しお調べ頂いた上で、検討して頂きたいと考えています。

- ・ 駐車場については単に台数だけの問題ではなくて、どこに設置をするかということが大きな課題ではないかと考えています。障害者の皆様からのご要望等もあるかと思しますので、あわせてご検討をお願いできればと思います。

(座長)

- ・ 郊外のショッピングセンターの視点に立つと面積基準でよいのではないかというお話がありました。これは恐らく用途としての特性、業界としての特性ではないかと思えます。駐車場も同じだと思います。

(委員)

- ・ まず、資料3の2ページのトイレの義務基準について、右上の図の床面積が幾ら以上になっても、便所のある階数が1階であれば、便所が1つになるところが少し難しいと思います。他方で、2,000㎡で全て区切る、あるいは便所のある階の数で区切っていくと、ものすごく床面積が狭いところにも便所を設けなければいけなくなる、あるいはそこに車椅子用便所を設けなければいけなくなるときに難しいことが生じる可能性もありますので、例外処理のような形で考えることができないかと思いました。
- ・ サイトラインについて、これはかなり難しいだろうと思います。車椅子席から見えるというだけでなく、その後ろの席から会場が見えるかどうかということを検討していくとなると、設計上はかなりの手数がようになってきて、それをどこまで確認申請上で確認できるのかというところは非常に危ういと思っています。

(委員)

- ・ 基準に関して、対象が幅広いので、大型商業施設という視点だけではなく、街中のペンシルビルも含めて幅広く捉えており、基準に関する意見はありません。例えばコンビニエンスストアのトイレは、広さの拡大をしたり、設備も充実したり、4～5年前から大手は競うようにそのあたりのことをやっているのを見ておりました。
- ・ 大型ショッピングセンターの新店舗がオープンする場合は最新の設備で出店をされていると思います。大型商業施設の場合には、もちろん基準はきちんと押えるのですが、基準を押えているだけでは、その施設の魅力は出せません。多くのお客様・消費者・生活者にそこを利用頂き、そしてご満足頂くという事業者の経営の観点から考えれば、トイレにしても駐車場にしても、実際には基準を超えて工夫もしていると認識をしています。基準は基準で押えて、法律を守るのは当たり前で、それをはるかに超えていくことも十分意識をしてやっています。
- ・ ショッピングセンターの場合には5年に1回ぐらい定期的に店舗の改装を行うケースがあります。新築あるいはスクラップ・アンド・ビルドの時に新しい基準を反映していくと思いますが、一方で既存建物の改装の時に新しい基準へ変えていくのは課題だと思っています。少なからず基準を超えた形で、設置場所も含めて利用者目線でどのような形が望ましいのかという視点は強く持っています。事業者が超保守的だという認識をもし持たれているということであれば、現にそれが無いとは言いませんが、少なからず私が見たり聞いたり話したりし

ている人の多くは、利用者がより快適に、安心して、あそこの店へ行くと安心だよねという
ような形で使って頂けるような、そういうものを目指しているということを、本日共有させ
て頂きたいと思い発言しました。

(座長)

- ・ 業界としての取組の現状をご紹介頂きました。大変ありがとうございます。

(委員)

- ・ 基準をつくるという意味では、義務基準でやるのか、それを誘導基準に持っていくのか、建物の規模や用途によってそれぞれ変わってくるということで、これから議論を深めていかないといけないと思います。一方で基準としてやるのか、それとも設計標準の中でやっていくのか、その辺の棲み分け線引きもしておかないといけないと感じております。
- ・ 旅館やホテルのトイレについて、資料3の4ページのケース⑤の図では、ロビーとレストランのフロアにトイレがありますが、客室の部分のトイレがバリアフリー化していることが前提でないと、これは成立しないと思います。この辺はなかなか基準に書きづらいのだろうと思いますので、設計標準の中で書かなければいけないのではないかと。また、廊下のほうに誰でも使えるトイレが付いていたりすることがありますが、このトイレは男性、女性、バリアフリートイレの3点付けるのか、バリアフリートイレだけ付ければいいのかといったことも、建物の規模に応じて、ある程度考えた上で示していく必要があるのではと思いました。

(座長)

- ・ 用途による対応の仕方について、法の中ではバリアフリー客室が1%以上になっていますので、それとの整合性の問題なども出てくるかもしれません。

(委員)

- ・ 義務基準や誘導基準を議論していく中で、事業者の投資効果、または事業所のインセンティブがとれるということと誘導基準とセットで位置づけられている現状があると認識しています。容積が上乘せできるから誘導基準を獲得するということが、ハートビルマークの認証が取れることで社会的な取組をアピールできるので認証を取ること、誘導基準というのはこのようなバランスの中で位置づけられているので、それを無視して語れないだろうと感じます。
- ・ また、義務基準というのは、平均値ということではなく、最低基準という認識だと思います。それをしないと建築ができないというような強い規制になりますので、そういう位置づけのものを決めるときには、今まで1だったものを急に各階全部に付けるといった乖離があるとハレーションが起きる可能性が非常にあるのではないかと感じたところです。ロードマップの中で基準を段階的に徐々に位置づけていくという中で、今を位置づけるべきと考えます。
- ・ ロードマップをつくるときには、公益性の観点、社会的ニーズが高まっているとか、そういったかなり広い範囲での皆さんの共通理解が必要になってくるはずなので、利用者(当事者)からどうしても使いたいというようなことと、経済合理性の中でそれがバランスしていくこと、そういった観点の中で、理解されて最低基準になっていくのだと思います。今の段階ではまだそこまで共通理解がされていないという印象を持っております。
- ・ まずは、事業者の投資効果とかインセンティブがもらえるというバランスの中で誘導基準に適合する事例を増やしていき、「社会が全体的に頑張っている、企業努力をしている、あん

なことをやっている、こんなことをやっている」といった姿を示す。そうやって競争力がどんどん上がっていく中で、望まれる社会のあるべき姿という共通理解が浸透していったときに、初めて厳しい最低基準が1つになったものが2つになる、段階的に上がっていくという順番なのではないかという印象を受けました。

(座長)

- ・ 義務基準は最低基準であり標準ではない、それはおっしゃるとおりだと思います。そして基準の見直しの中での社会性、あるいは国際性といったようなことを睨みながら、様々な法体系も含めて議論をしていることにご理解頂ければと思います。最後にお話がありました共通理解の問題、こちらのほうは、事務局の説明にもありましたが、それぞれの業界の関係者の方々の、設計者も含めた共通の理解の部分が非常に重要になってくるかと思いました。ありがとうございます。
- ・ 本日もたくさんのご発言を頂きました。そろそろ検討WGを収束させて頂ければと思います。基準の問題については様々に関係する部分がありますので、これまでの最低基準、義務基準、建築設計標準の見直しも含めてさらに詰めていかなければいけないと思います。少なくとも今回の基準検討については、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会を踏まえて様々な国際的な動向ですとか、あるいはインバウンドの方々の対応ですとか、そういうようなことも含めて共生社会をいかにつくるか。その中でのあるべきバリアフリー基準の見直しという方向性であると認識しております。この後、3回目の議論も含めて、さらにこちらのほうで提案を精査させて頂ければと思います。

(委員)

- ・ 時間がなくて、迷ったのですけれども、サイトラインについて発言させて頂きます。建築確認申請の課題があるというのは理解できました。IPCアクセシビリティガイドが2020年に改正されて、「C値」というサイトライン確保の新しい計算方法、計算式が出ています。それは1つの参考になるのではないかと思います。
- ・ それともう一つ、利用者の立場から言わせて頂くと、コンサート、スポーツ、そういうときに一番盛り上がるときに皆さん立つわけです。立つのは、全然悪くないと思うのですけれども、私たち車椅子の人は全く何も見えなくなって、一番みんなが盛り上がっているところでもすごい疎外感を感じているのです。その状況を何とかしてほしい。一緒に楽しめるように、帰るときに、今日楽しかったねと、健常者の人はみんな言っているけど、おれはちょっと寂しかったなといつも思いながら帰っているのです。そういう状況を何とか変えてほしいという思いで、サイトラインも車椅子の席とセットでぜひ検討して頂きたいと思いました。

(座長)

- ・ 現在の誘導基準の水準をどこで切るかということも含めて、次の会議に提案をして頂くことになるかと思います。また途中でも皆様方のご意見を頂くかもしれません。後ほど事務局のほうからご紹介ある追加のご意見も承っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。
- ・ それでは、ここで第2回の検討WGを終了させて頂きます。

3. その他

(事務局)

- ・ 追加意見提出は2週間後の9月14日を〆切とします。
- ・ 次回については、本日の議論を踏まえて、検討を進め、改めて日程などご案内差し上げます。

4. 閉会

以上

サイトラインとC値について

●視線のクオリティ：C・バリュー（C値）

- ・ C・バリューとは、一般的に「視線」と呼ばれる、前列に座る観客の頭越しに見える視界のクオリティを示す可変数です。
- ・ 原則として、C・バリュー値が高いほど視界がクリアになる、つまりピッチが良く見渡せると理解されます。
- ・ 優れたスタジアム設計はスタンド全体において非常に高いC・バリュー値を持つこととなります。
- ・ しかし、C・バリュー値を高めようとする、スタジアムの全体的な高さや幅も増えてしまう場合があります。
- ・ 一般的な方程式は下のとおりです。

■一般的な方程式

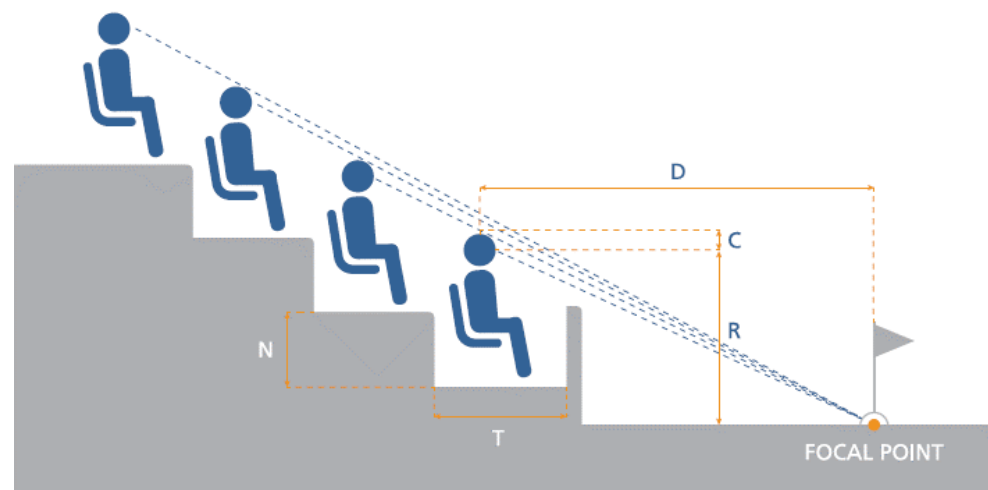
$$C = \frac{D(N+R)}{D+T} - R$$

C=C・バリュー値
 D=座席の観客から焦点（ピッチの端）までの水平距離
 N=座席のある列の1段ごとの高さ
 R=座席の観客の目の高さ（ピッチレベル）との間の垂直線上の高さ
 T=座席のある列の奥行き

- ・ 優れたC・バリュー値を得るためには、席に座っている観客の目の高さ（許容値）と前列の観客の頭頂部との間に90mm（許容値）から120mm（理想値）の間隔が必要です。
- ・ C・バリュー値の算出に慣れており、視界を最良化する術を認識している設計者が作業に当たるべきでしょう。

●文章と式の出典：UEFAガイド：良質なスタジアム建設の手引き（（公社）日本サッカー協会、発行日：2016年7月27日）p.52
[https://www.jleague.jp/img/aboutj/stadium/uefa_guide/UEFA%20GUIDE%20TO%20QUALITY%20STADIUMS\(Ja\).s.pdf](https://www.jleague.jp/img/aboutj/stadium/uefa_guide/UEFA%20GUIDE%20TO%20QUALITY%20STADIUMS(Ja).s.pdf)

「スタジアム建設のプロジェクト発足から竣工式典まで、設計や建設工事を含む全事項を網羅し、各事項の指標を読みやすい形で提供することを目的としている。」と冒頭に記述あり。



●図の出典：FIFA FOOTBALLSTADIUMS GUIDELINES
<https://publications.fifa.com/en/football-stadiums-guidelines/general-process-guidelines/design/stadium-bowl/>
 「サッカーコミュニティのためのベストプラクティスガイドラインであり、規範的な要件と規制のセットではありません。」との記述が冒頭にあり。

●C値による水準設定の例

－新国立競技場整備事業業務水準－

－第4節. 施設計画（個別）

1. 建築性能

(8) スタンド

①注視点(Focal Point (以下「FP」という。))とC値

a)陸上、サッカー、ラグビーとも、すべての席から見ることができるFPを設定し、各観客席からC値60mm以上を確保してサイトラインを構成する。

b)FPの設定は各競技の施設基準による。

●出典：新国立競技場整備事業業務水準 平成27年11月2日（正誤反映）（独立行政法人日本スポーツ振興センター）p.3-15

https://www.jnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/advisory/20191106_advisory_standards_04.pdf

サイトラインとC値について

車椅子使用者用客席のサイトラインについて（各ガイドライン等の概要）

● Accessibility Guide october 2020

- すべての新しいスタジアムとスタンドには、C 値 90mm 以上の許容可能な観戦基準が適用される。
- スポーツのエキサイティングな瞬間、あるいは国歌斉唱の際には、座っていた観客の多くが立ち上がる。バリアフリー席の前に人が立ち、後ろや横に座っている障害者の視界を妨げることを考慮し、90mm以上のC値を得ることが不可欠である。
- 車椅子使用者が許容できる見通しを確保するために、通常の段差の数倍の高さの立ち上がり段差等を設けるべきである。
- C値を計算する際には、スポーツの性質を考慮する必要がある。

● 出典：Accessibility Guide october 2020 (IPC (国際パラリンピック協会)、2020年秋) p.56
https://www.paralympic.org/sites/default/files/2020-11/IPC%20Accessibility%20Guide%20-%2024th%20edition%20-%20October%202020_0.pdf

「本ガイドブックは、アクセシビリティとインクルージョンへのコミットメントを通じて、大会およびレガシー計画へのすべての関係者の完全な参加を促進するとともに、利用者にとって有用な参考資料となることを目的としています。」との記述が冒頭にあり。

● FIFA FOOTBALLSTADIUMS GUIDELINES

- 車椅子使用者用客席を高くし、前方の観客が立っているときの視線の質(C値)が、少なくとも隣接する座席エリアの視線の質と同等に保たれるようにします。

● 出典：FIFA FOOTBALLSTADIUMS GUIDELINES (FIFA (国際サッカー連盟))

<https://publications.fifa.com/en/football-stadiums-guidelines/general-process-guidelines/design/stadium-bowl/>

「サッカーコミュニティのためのベストプラクティスガイドラインであり、規範的な要件と規制のセットではありません。」との記述が冒頭にあり。

● UEFAガイド：良質なスタジアム建設の手引

- スタンド内の座席エリアにおける所定の車椅子使用者用スペースは一般の観客席と比べて遜色のない、あるいはより良い視界を提供できるだけの高さを備えている必要があります。

● 出典：UEFAガイド：良質なスタジアム建設の手引き ((公社) 日本サッカー協会、発行日：2016年7月27日) p.68

[https://www.jleague.jp/img/aboutj/stadium/uefa_guide/UEFA%20GUIDE%20TO%20QUALITY%20STADIUMS%20\(Ja\).s.pdf](https://www.jleague.jp/img/aboutj/stadium/uefa_guide/UEFA%20GUIDE%20TO%20QUALITY%20STADIUMS%20(Ja).s.pdf)

● ADA標準 (アメリカ)

■ 観客がイベント中に着席していると想定される場合

- 観客が自分の座席の前の最前列の客席の頭上に視線が確保される場合、車椅子スペースの観客もまた車椅子スペースの前の最前列の観客の頭上に視線が確保されなければならない。
- 観客が自分の座席前の最前列の観客の肩すそかつ頭の間を見通せる場合、車椅子スペースの観客もまた車椅子スペース前の最前列の観客の肩すそかつ頭の間を見通せなければならない。

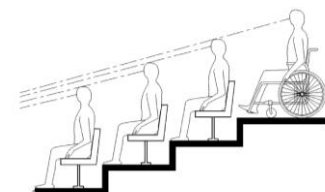


Figure 802.2.1.1

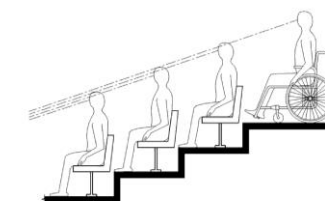


Figure 802.2.1.2
Lines of Sight Between the Heads of Seated Spectators

■ 観客がイベント中に立った状態であると想定される場合

- 観客席で立っている人が自分の座席前の最前列で立っている観客の頭上を見通せる場合、車椅子スペースの観客もまた車椅子スペース前の最前列で立っている観客の頭上を見通せなければならない。
- 観客席で立っている人が自分の座席前の最前列で立っている観客の肩すそかつ頭の間を見通せる場合、車椅子スペースの観客もまた車椅子スペース前の最前列で立っている観客の肩すそかつ頭の間を見通せなければならない。

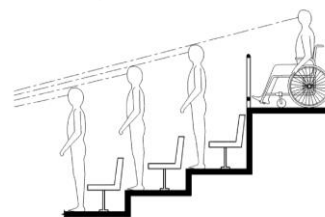
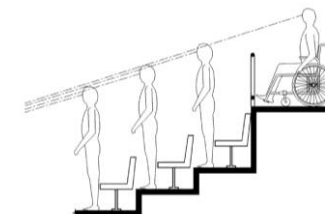


Figure 802.2.2.1
Lines of Sight Over the Heads of Standing Spectators



● 出典：2010 ADA Standards for Accessible Design (2010年アクセス可能なデザインのためのADA標準)

<https://archive.ada.gov/reg3010/2010ADASTandards/2010ADASTandards prt.pdf>

第 212 回国会 参議院 国土交通委員会 令和 5 年 11 月 9 日 会議録抜粋

○ 木村英子君 差別解消が進むように、早急に当事者参画を重視した上での研修をつくっていただきたいと思っています。

次に、来年に予定されている建築物のバリアフリー基準の改正についてですが、質問します。

劇場や映画館は誰もが楽しめるというところですが、障害者にとっては構造上のバリアがあって健常者と同じように楽しめないという場合があります。令和四年三月のバリアフリー法施行規則の改正により劇場等の娯楽施設の客席についてのバリアフリー化が義務となりましたが、多様な障害者に対応した客席などの設備はまだ不十分であり、バリアフリーが進んでいないという現状です。

資料二を御覧ください。

例えば、建物の構造上の問題で出入口が前の方にしかない映画館の場合、車椅子席も必然的にスクリーンの目の前にしか設置されていないところが多く、脳性麻痺者などの場合には、スクリーンやスピーカーが近過ぎて首や体が痛くなったり、音が大き過ぎて観劇できないという方もいらっしゃいます。そのような状況で、車椅子利用者は限られた席にしか座れないことで映画館に行くことを諦めてしまうという人もいます。

車椅子の方も気軽に映画を楽しめるように、最前列だけではなくて真ん中や後ろなどの、健常者のお客さんと同じように席を選べるような基準を作っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（石坂聡君） お答えいたします。

車椅子を使用されている方が映画館において健常者と同様にスクリーンの見やすい客席を選択できるようにするという事は、重要な課題と認識しています。

現行のバリアフリー基準においては、誘導基準として、劇場、映画館の客席数に応じて一定の割合以上の車椅子使用者の客席を設けることとしています。その配置については、バリアフリー設計のためのガイドラインである建築設計標準において、車椅子使用者用客席、観客席は、車椅子使用者が選択できるよう分散して設けることが望ましいとしているところでございます。

現在、国交省におきましては、学識経験者、障害者団体、事業者団体などから成る検討ワーキンググループを設置し、バリアフリー基準や今申し上げた建築設計標準の見直しについて検討を行っているところでございます。劇場や映画館の客席の在り方についても検討してまいりたいと考えてございます。

○ 木村英子君 まあ、ガイドラインだけではなくてバリアフリー基準に盛り込むということも今後検討していただきたいと思いますと思っております。

次に、私もよく演劇を見に行くのですが、大型の車椅子のために、劇場によっては車椅子席がなかったり、あるいはスペースが狭くて車椅子が設置できないという場合があります。そんなときは、劇場の座席を取り外してもらいなどの配慮をしてもらったりしています。

資料三を御覧ください。

このように席を外してもらったり可動式の席が設けられれば、健常者のお客様と同じように観劇を楽しむことができます。

来年のバリアフリー基準の改正では、新築や増改築の劇場や映画館などについては新たな基準に沿ってバリアフリー化をすることが義務になります。しかし、既存の映画館や劇場でも障害者の人が利用できるように何らかの対応をしていただけるように国交省としてガイドラインの改正や周知をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 政府参考人（石坂聡君） 既存の建築物につきましては、既にある構造を前提とする必要があったり、あるいは利用しながら工事をするという場合がございますので新築にはない課題があるのは事実ではございますが、改修等により可能な限り新築と同様のバリアフリーを達成することが望ましいと認識しています。

バリアフリー法におきましては、既存の映画館や劇場などについてバリアフリー基準適合の努力義務を課しているところです。また、バリアフリー設計のためのガイドラインである建築設計標準では、既存建築物を改修する際の目標設定、事業計画策定、設計、工事に関する留意事項を定めているところでございます。

こうしたバリアフリー基準や建築設計標準の周知徹底、これはしっかり取り組みたいと思っておりますので、今後とも関係者の御意見を踏まえながら対応をしっかりと進めてまいりたいと考えてございます。

○ 木村英子君 基準の見直しの際だけではなくて、既存の建物にもバリアフリー化が進むように積極的に働きかけをお願いしたいと思います。

次に、車椅子用客席の広さについてですが、現在の国交省が定めている劇場等の車椅子用客席のスペースの誘導基準では、横幅九十センチ、奥行き百二十センチとなっています。しかし、奥行き百二十センチでは、大型の車椅子の場合、車椅子用客席に収まらなかったり車輪が段差から落ちてしまうことがあり、斜めにしか設置できないという場合があります。

資料四を御覧ください。

オリンピック、パラリンピックの基準では、車椅子用客席の奥行きは百三十センチ以上となっています。また、自治体によってはより大型の車椅子にも対応できるような基準も定めているところであり、資料五を御覧のとおり、兵庫県の条例では奥行き百四十センチ以上とされていますし、資料六の横浜市の整備マニュアルでは奥行き百五十センチ以上とされています。国の基準が自治体の基準を下回ってしまいますと、余計にバリアの解消が遅れてしまいます。

ですから、今回のバリアフリー基準の改正で、車椅子用客席の席数を増やすだけではなくて、大型の車椅子にも対応できるスペースや通路の基準についても設けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 政府参考人（石坂聡君） 車椅子使用者の客席スペースにつきましては、今御指摘のように、誘導基準では百二十センチとしているところでございます。また、建築設計標準におきましては、大きなクライニング式の車椅子等の使用者にも対応するため、奥行き百四十センチメートルというふうにしていただいております。

確かに、御指摘のとおりごもっともでございますので、現在、先ほど申し上げました検討ワーキンググループにおきましてバリアフリー基準や建築設計標準の見直しについての検討を行っているところでございまして、客席の在り方についても、先生から御指摘のあったとおり、オリパラのガイドラインなども参考に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○ 木村英子君 今後、映画館や劇場等のバリアの解消について、障害があっても健常者と同じように観劇できるような基準や法令をその状況に合わせて一刻も早く変えていただきたいと思います。

次に、介護の必要な車椅子ユーザーにとっては、劇場などで観劇するとき、介護者席が前方や後方にしかないところが多く、介護を受けるために介護者を呼びたくても、大きな声を出さなければならず、周りのお客さんに迷惑を掛けるのではないかと思ひ、観劇を楽しめなかったり、劇場や映画館に行くことを諦めてしまうという人もいます。

また、言語障害のある方や、介護者が両側にいて首や体を押さえないと観劇できない障害者の方もいます。その際には、劇場に頼んで車椅子の隣にパイプ椅子を置いてもらうことがあります。ですが、通路にはみ出すという理由で入場を断られるということもあります。

資料七を御覧ください。

オリンピック、パラリンピックの基準では、車椅子用客席の隣に介護者席を設置することが定められています。このように、**介護が必要な障害者の方が安心して観劇できるように、車椅子用客席の隣に介護者席を設置する基準を設けていただきたい。さらに、両側に介護者が必要な方の場合も、基準も考えていただきたいと思っています。**

また、障害者や支援者、舞台関係者の方たちが、帝国劇場の建て替えに際して、劇場を障害の有無にかかわらず誰もが行きやすく楽しめる場所という思いを込めて署名活動が行われていると聞いております。このように、障害者の方が健常者と同じように気軽に劇場や映画を楽しみたいと思っている人はたくさんいます。

どんな障害があっても利用しやすい劇場や映画館のバリアフリー化を早急に進めていきたいと思っていますけれども、大臣のお考えをお聞かせください。

○ 国務大臣（齊藤鉄夫君） 障害の有無にかかわらず、誰でも演奏や演劇、映画を安心して楽しむことができるよう、劇場や映画館のバリアフリー化を進めることは、共生社会の実現の観点から重要な課題であると認識しております。

介助が必要な車椅子利用者向けの客席については、より高いバリアフリー水準を定めた誘導水準や設計のガイドラインである建築設計標準におきまして同伴者用の客席を隣接して設けることを定めておりますが、両側からの介助が必要な場合の対応については明確となっております。

先ほど局長から答弁のあったとおり、現在、検討ワーキンググループにおいてバリアフリー基準や建築設計標準の見直しを検討しているところをごさいますて、御指摘の点に関しても、**障害当事者や施設を運営する事業者の方々からの意見を丁寧にお聞きしながら対応してまいりたいと、このように思います。**

○ 木村英子君 大臣、是非、劇場や映画館のバリアフリー化を早急に進めていただきたいと思います。お願いします。

以上です。